

別表19 再生特殊舗装材

| 項目 | 評価基準内容 |
|-------------|--|
| ① 評価対象資材 | 再生資源を原料とした、アスファルト舗装を除く特殊な舗装材を対象とする。 |
| ② 品質・性能 | <p>a. 全資材共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表19-1-1～3における各資材の基準に適合すること。 ・施工に関する仕様が明確に定められていること。 <p>b. 舗装材（透水層に用いるものを除く）に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿潤状態のすべり抵抗値（BPN）が40以上（車両通行箇所を用いる場合は60以上）であること。 ・雨水による流出、はがれ等について、支障のないことが試験施工、又は工事実績で確認されていること。 |
| ③ 再生資源の含有率 | <p>再生資源を製品の質量比で、別表19-1-1～3で定める割合で含有しており、これら以外の再生資源を含有しないこと。</p> <p>ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合は認定できる。</p> |
| ④ 環境に対する安全性 | <p>a. 原料および再生資源の原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。</p> <p>b. 原則として原料（再生資源）が土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出、含有がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。</p> <p>c. 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の6および第20条の7の技術基準で、使用制限を受けない材料であること。</p> <p>d. スラッグ舗装にあつては、施工区域外へ流出する表流水等が、水質汚濁防止法の排水基準に定められているpHの許容限度に準拠したものとなるよう、必要な対策（舗装表面へのアスファルト乳剤塗布等）を示すこと。また、対策の効果については、施工実績等により検証されていること。</p> |
| ⑤ 品質管理 | <p>a. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。</p> <p>b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。</p> |
| ⑥ 環境負荷 | <p>a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。</p> <p>b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表19-2に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。</p> |

別表19-1-1 歩道等の舗装材（表層に用いるもの）の品質・性能基準及び再生資源の含有率等

| 利用形態 | 再生資源 | 用途等 | 品質・性能 |
|-------------|--|----------------------------------|--|
| ①管理用車両対応舗装 | 石炭灰 廃ガラス | 駐車場、広場、遊歩道、歩経路など | ○一軸圧縮強度 10.0 N/mm ² 以上 |
| ②歩行者自転車対応舗装 | 廃ゴム 廃タイヤ 廃プラスチック | 広場、園路、遊歩道、歩経路など | ○一軸圧縮強度 1.0 N/mm ² 以上 |
| ③衝撃吸収性舗装 | 規格外瓦 廃瓦 製紙スラッジ焼却灰 含有率 50%以上 | グラウンド、広場、遊歩道、園路、ジョギング走路、プールサイドなど | 以下の基準の内、資材の特性を示すいずれか1つを満足すること。 ○一軸圧縮強度 0.2～0.5N/mm ² ○GB係数(*1) 65%未満 ○引張強さ 0.8 N/mm ² 以上 |
| ※①～③共通基準 | 1 湿潤状態のすべり抵抗値が、区分①の資材はBPNで60以上、また、②および③の資材は40以上であること。 2 性能として透水性がある製品については、透水係数が 1×10^{-2} cm/sec以上であることを試験で確認すること。 3 廃ガラスまたは廃かわらについては、鋭角部分の残存、割れによる危険性やバインダーの安定性等について施工実績で検証されていること。 4 都市公園技術標準解説書や舗装設計便覧等を参考に舗装構成等の施工に関する仕様を定めること。 | | |

(*1) GB係数は路面の弾力性を測る係数で、ツーピース（2層の合成樹脂皮膜タイプ）のゴルフボールを100cmの高さ（H）から自由落下させ、着地後の反発高さ（h）を測定し次式により求める。

$$\text{GB係数} = \frac{h}{H} \times 100$$

（試験方法については、試験方法については、舗装調査・試験法便覧 S026(2019)参照。）

別表19-1-2 歩道等の舗装材（透水層に用いるもの）の品質・性能基準及び再生資源の含有率等

| 資材名 | 再生資源 | 用途等 | 品質・性能 |
|---------|---|----------------------------------|---|
| ①フィルター材 | 廃ガラス 含有率 100% (廃ガラスを粒状に 加工したもの) | 公園の園路に透水性 舗装を用いた場合の フィルター材 | ○75μmふるい通過量 6%以下 ○透水係数 1×10 ⁻³ cm/sec以上 ○安全性の検証 鋭角のガラスの残存、割れ による危険性がないこと について施工実績等で検証 されていること。 |

別表19-1-3 その他特殊な舗装材の品質・性能基準及び再生資源の含有率等

| 資材名 | 再生資源 | 用途等 | 品質・性能 |
|--------|--|------------------------------------|--|
| ①スラグ舗装 | 鉄鋼スラグ 含有率 100% (鉄鋼スラグの潜在 水硬性を活用した舗 装材) | 野積場及び駐車場な どの舗装、中央分離帯 などの防草対策 | ○一軸圧縮強度 1.2N/mm ² 以上(14日強 度) ○材料の水浸膨張比 1.0%以下 |

別表19-2 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

| | |
|---------------------|---|
| 環境負荷の増大が懸念 される項目 | <p>ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。</p> <p>イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。</p> <p>ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。</p> <p>エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。</p> <p>オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。</p> <p>カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。</p> |
|---------------------|---|